和光市自治会連合会規約

（名称及び事務所）

第１条　この会は、和光市自治会連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務所を和光市総合福祉会館団体事務室に置く。

（目的）

第２条　連合会は、市内自治会・町内会（以下「自治会」という。）相互の連携を図り、各自治会の振興発展と地域福祉の増進に努めるとともに、市と協力し、安全で安心の住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（組織）

第３条　連合会は、和光市にある単位自治会の連合体であり、単位自治会の会長をもって組織する。

（事業）

第４条　連合会は、第２条の目的を達成するため次の事業を行なう。

(1) 自治会相互の連絡調整に関すること。

(2) 自治会活動の総合的企画に関すること。

(3) 市及びその他の公共的諸団体との連絡調整に関すること。

(4) その他本会の目的を達成するため必要な事項。

（入会）

第５条　連合会に新規に入会するときは、入会申請書（様式第１号）を連合会長に提出しなければならない。連合会長は入会申請書の提出があった場合、役員会で審議決定し、入会申請者に対し入会承認通知書（様式第２号）により通知し、総会において報告する。

（退会）

第６条　連合会を退会するときは、退会届（様式第３号）を連合会長に提出しなければならない。連合会長は退会届の提出があった場合、役員会で審議決定し、退会申請者に対し退会承認通知書（様式第４号）により通知し、総会に報告する。

（役員）

第７条　連合会に次の役員を置く。

会長　１名　　副会長　４名　　事務局長　１名　　会計１名

理事　若干名　監事　２名

（役員の任期）

第８条　役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の選任）

第９条　役員は、次の方法で選任し、総会で承認を得るものとする。

(1) 理事の選出は、それぞれの地区の中から会員の互選により選出し、総会において決定する。

白子南地区　　５名　　白子北地区　　５名　　新倉南地区　　５名
新倉北地区　　５名　　下新倉地区　　５名

（2）会長、副会長は、理事の互選による。
（3）事務局長及び会計は、会長の指名による。
（4）監事は、総会において理事以外の自治会長から選出する。

（役員の職務）

第１０条　役員の職務は、次のとおりとする。
（1）会長は会を代表し、会務を総括する。
（2）副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
（3）　理事は各地区自治会長との連絡を密にし、理事会において会務遂行上必要な事項の審議、決定を図る。
（4）　事務局長は、総会及び理事会の審議に並びに会の活動に関する重要事項を記録し、通信、連絡、庶務に関する事項及び、各部門の調整にあたり会務の円滑を図る。
（5）会計は、会の経理をつかさどる。
（6）監事は、会計を監査しその結果を総会に報告する。

（顧問）

第１１条　連合会に、顧問を置くことができる。
（1）顧問は、永年、会の理事の職にあたり、業務謙虚にして会の発展に寄与した者の中から会長がこれを推薦し理事会の同意を得て委嘱する。
（2）顧問は、会の運営並びに重要なる事項に付き会長の諮問に応ずる。

（会議）

第１２条　会議は、定例総会、臨時総会及び理事会とする。
（1）定例総会は、毎年１回会長が招集し、決算及び事業報告の承認、予算及び年度事業計画案の決定、役員その他の重要な事項を決定する。
（2）臨時総会は、会員及びの３分の２以上の理事が必要と認めた時に開催する。
（3）総会は、会員の２分の１以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席者の過半数の賛意により決定する。
（4）理事会は、会の運営及び事業について必要事項を決定する。
２　理事会の決定は出席者の過半数による。
３　理事会は、必要に応じ随時開催できる。

（部会）

第１３条　連合会は、事業を円滑に進める目的のため、次の部会を設ける。
（1）総務部会
（2）福祉・保健部会
（3）文化・体育部会
（4）環境部会
（5）防犯・防災部会
２　部会長は、部会員の中から選出する。
３　各部会に必要に応じ、専門部会をおくことができる。

（経費）
第１４条　連合会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
（1）経費は、単位自治会の世帯数、１世帯あたり年額６０円を乗じて得た額とする。
（会計年度）
第１５条　連合会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（表彰）
第１６条　連合会は、次の各号に該当するときは表彰するものとする。
（1）自治会の振興に貢献し顕著な業績があり、他の模範として推奨に値する者。
（2）連合会の活動に賛同し、特に業務・助成に多大な業績のある者。
２　表彰は会長が総会において表彰状及び感謝状を授与して行う。また、副賞を添えることができる。
（慶弔）
第１７条　各自治会長に対し、会長がこれを行い、次回理事会に報告するものとする。ただし、支出額は、１件につき１万円とする。
（会員の派遣）
第１８条　連合会は、他の団体又は機関から人員の派遣を要請された時は理事会の承認を得て、その人員を派遣することができる。
（表彰の推薦）
第１９条　会長は、市、県等の公共機関に対し、表彰者を推薦することができる。
（規約改正）
第２０条　この規約は、総会の議決によらなければ、改正することができない。
（細則）
第２１条　連合会は、この規約に反しない限り、理事会の議決により細則を定めることができる。
（委任）
第２２条　この規約に定めのない事項については、別に会長が定める。

附　則
１　この規約は、平成２０年６月１日から施行する。
２　従前の和光市自治会連合会規約及び和光市自治会連合会細則は廃止する。

附　則
１　この規約は、平成２４年５月２６日から施行する。